

# 芽室町奨学金貸付制度について

## ○芽室町奨学金貸付制度とは？

学校教育法に定める大学・短大・専門学校・各種学校・北海道農業大学校に修学する学生を対象に奨学金の貸付を行う制度です。



- 貸付の申請は、通年で受付中です。
- 基本的に、申請があった月の翌月末に入金する予定ですが、お急ぎの貸付をご希望の場合は、別途対応できる場合もありますので、ご相談ください。
- 新入学生に対しては、入学前（年度前）貸付も可能です。合格決定次第、随時入学前貸付の申請を受け付けます。

## 【制度内容について】

### 1 奨学生に必要な条件

- (1) 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- (2) 保護者が芽室町内に居住していること。
- (3) 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

### 2 貸付選考基準

貸付対象者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)の基準は次のとおりです。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	5,900千円以下
2人	8,900千円以下	6,800千円以下
3人	9,900千円以下	7,700千円以下
4人	10,900千円以下	8,600千円以下
5人	11,900千円以下	9,600千円以下

(注) 1 「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数のことを指します。

2 6人以上は学校教育係にお問い合わせください。

《基準に該当しない方でも、以下のいずれかに該当すれば貸付が認められる場合があります。》

- 生活の中心となる方が、死亡、重度心身障害の状態又は長期療養中(1か月以上)のため、経済的に困りの場合
- 災害等により住宅、家財に大きな損失(半壊,半焼,床上浸水以上の被害)があり、経済的に困りの場合
- 生活の中心となる方の勤務先の倒産等の理由により、経済的に困りの場合

※詳しくは、学校教育係にお問い合わせください。

### 3 貸付金額等

- 貸付対象者 大学・短大・専門学校・各種学校・北海道農業大学校に修学する学生本人
- 貸付金額 1年生 800,000円以内 (入学金 300,000円+修学金 500,000円)  
2年生以上 500,000円以内 (修学金 500,000円)

- 利息 無利子

※複数年貸付を希望される場合も1年ごとに申請していただきます。

## 4 申請方法

次の書類を学校教育課学校教育係へ提出してください。

### ① 奨学金貸付申請書

#### 【連帯保証人の要件】

ア 申請者の父、母又はそれに代わり学生を監護している方(保護者)

イ 申請者及び他の連帯保証人と別世帯であり、市町村民税（特別区税を含む。）の課税対象である方

※ 申請者が20歳未満の場合…アとイを1人ずつ

申請者が20歳以上の場合…アとイを1人ずつ又は②を2人

### ② 家族状況調書

### ③ 合格通知書又は在学証明書

### ④ 口座振込依頼書 \*申請者(学生)本人名義の口座をご記入ください。

### ⑤ 世帯全員の収入を証明する書類(源泉徴収票・確定申告書の写し)

※通常貸付をご希望の場合…前年の収入を証明する書類

年度前貸付をご希望の場合…前々年の収入を証明する書類

### ⑥ 連帯保証人(2名)の印鑑証明書

### ⑦ 連帯保証人(2名)の市町村民税(特別区税を含む)の課税証明書

### ⑧ 連帯保証人(2名)の戸籍謄本の写し(連帯保証人が町外居住者の場合のみ必要)

《2月中に申請する場合》

平成29年の収入を証明する書類

《3月以降に申請する場合》

平成30年の収入を証明する書類

※お急ぎでの貸付を希望する場合はお問合せください。

## ○貸付が決定したら…

教育委員会から審査結果のお知らせをします。貸付が決定した方は速やかに以下の書類を提出してください。書類の提出を受けた時期に合わせて貸付を行います。ただし、予算枠の関係から貸付が遅れる場合もあることを、御承知おきください。

### ① 借用書

\*借用書の左上に収入印紙を貼付し、消印願います。

(貸付希望額 50万円以下 400円、100万円以下 1,000円)

### ② 誓約書

※奨学生及び連帯保証人の押印が必要な書類です。特に連帯保証人が遠方にお住まいの場合は、事前に準備しておくことをお勧めします。

※収入印紙は、**大学・短期大学・専修学校(高等課程・専門課程)**に通う場合は、必要ありません。

⚠️入学前(年度前)に貸付後、入学をやめた場合には、奨学金を返金していただくことになります。



## ○大学等を卒業したら…

## 5 償還方法

卒業後、2年間は据置期間とし、その翌年から10年間で、年に1回、12月1日から12月21日までの期間中に、奨学金を償還していただきます。

**平成29年度から町内定住者を対象に、償還の免除制度を新設しました！**

若者の町内定住化を目的に、次の条件を満たす方には、年間償還金額の1/2を免除します。(ひとり最大3年まで)

※免除の対象は、平成29年度以降の貸付分になります。[卒業後芽室町内に2年以上居住していること]が条件の一つであることから、償還免除については平成32年度から受付開始となることをご了承ください。

### 【新免除制度の対象となる条件】

- ① 大学等を卒業した後、芽室町内に2年以上居住していること。
- ② 償還免除決定時に芽室町内に居住していること。
- ③ 町民税の課税対象であること。
- ④ 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- ⑤ 該当年度までに償還の遅延がないこと。

## 6 繰上償還

奨学生からの申出があった場合は、奨学金の全部又は一部を繰上げ償還することができます。

## 7 償還スケジュールのモデルケース

4年制大学に平成31年度（平成31年4月）に入学し、修学金・入学金の限度額の貸付を受け、その後卒業予定の平成34年度（平成35年3月）まで貸付を受けなかった場合…

※         が据置期間。         が償還額。

入学
卒業
据置
据置

〔単位:円〕

年 度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
本年度貸付額	800,000					
前年度末貸付元金	0	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
本年度の償還元金	0	0	0	0	0	0
償還元金累計	0	0	0	0	0	0
年 度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
本年度貸付額						
前年度末貸付元金	800,000	720,000	640,000	560,000	480,000	400,000
本年度の償還元金	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
償還元金累計	80,000	160,000	240,000	320,000	400,000	480,000
年 度	43年度	44年度	45年度	46年度		
本年度貸付額						
前年度末貸付元金	320,000	240,000	160,000	80,000		
本年度の償還元金	80,000	80,000	80,000	80,000	完済	
償還元金累計	560,000	640,000	720,000	800,000		

### 【お問い合わせ先】

芽室町教育委員会 学校教育課学校教育係

住 所 芽室町東3条3丁目1番地 芽室町中央公民館1階

電話番号 0155-62-9729

ご不明な点は、ご相談ください！

